

チョイソコとなみ2026年度「ウチマチサポーターズ制度」利用規約

1 「チョイソコとなみ」サービス

(1) 砺波市内全域において、市と委託契約を締結する旅客自動車運送事業者が、会員(以下に定義する)を、乗合の形態で特定の目的地に定額運賃で運送する「チョイソコとなみ」サービス(以下「本サービス」)を、以下のとおり行うものとする。

- ① 地域 砺波市内
- ② 運行期間 令和8年10月1日～令和9年9月30日まで
- ③ 運行日時 上記期間のうち、月曜から土曜(祝祭日・年末年始12/29～1/3を除く)
9:00～16:00※災害・天候不良等により運行を見合わせる場合があります。
- ④ 乗客 チョイソコとなみの利用規約にもとづき申込みを行い、市が会員であると認めた方(以下「会員」)

(2) 旅客自動車運送事業者は、会員の予約に応じて、会員の自宅とウチマチサポーター(以下、「サポーター」)の店舗・施設(以下「店舗等」)及び医療機関や公共施設など指定された停留所の間を運行する。ただし、サポーターの店舗等への立寄又は利用を保証するものではない。

(3) 市は、本サービスの円滑な運営のため、停留所の設置及び維持管理を行い、また、本サービスの目的に適合する範囲において、市が別に定める方法で、サポーターの広告宣伝を会員に通知する。

(4) 公共施設(住民の福祉増進を目的に市が設けた施設(指定管理を含む))及び医療機関(砺波医師会又は砺波市歯科医師会に加入の医療機関)は無料の指定停留所として設置される。

2 サポーターによる協力

サポーターには、以下のとおり運行への協力を求める。

- (1) 通行、会員の乗降及び待機に支障のない場所を停留所として提供すること。ただし、停留所の提供を希望しないサポーターはこの限りではない。
- (2) 市が提供する停留所の表示を掲示し、又は設置すること。ただし、停留所の提供を希望しないサポーターは、市が別に定める方法で、店舗等の広告宣伝を会員に通知することができる。
- (3) 店舗等に、本サービスのパンフレット・ポスター等を配置又は掲示すること。

3 スポンサー料(協賛金)及び支払条件

サポーターは、以下のとおり、停留所の設置及びオプションプランの希望に基づき、スポンサー料(協賛金)を支払うこととする。

●停留所設置 10,000 円(税込み)/年

停留所設置の日

令和9年1月1日～3月31日(第2期)	上記の金額の4分の3
令和9年4月1日～6月30日(第3期)	上記の金額の2分の1
令和9年7月1日～9月30日(第4期)	上記の金額の4分の1

●オプションプラン ①～③の特典1つにつき 20,000 円(税込み)/年

- ① サポーター名表示(停留所マップ、チョイソコホームページのサポーター名欄に事業者名を表示)
- ② 置き型看板設置(置き型タイプの停留所看板を設置)
- ③ 停留所の追加設置(店舗の正面と裏など、2つ目の停留所を追加)

支払条件:一括払い ※請求書を受領した月の翌月末まで。

4 サポーター契約条件

サポーターとなることができる者は、高齢者・障がい者の健康増進を目的とした外出機会創出のための取組みに賛同し、チョイソコ停留所の設置に対して協賛金を負担する法人、個人事業者、協会及び組合等が対象となる。ただし、下記に該当すると判断された事業者はサポーターとなることができない。

- (1)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定める風俗営業、又はこれに類似するものに係る業種・事業者
- (2)消費者金融及び高利貸しに係る業種・事業者
- (3)債権の取立て、示談の引受け等に係る業種・事業者
- (4)ギャンブル(宝くじを除く)に係る業種・事業者
- (5)法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種・事業者
- (6)破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続その他の倒産手続の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けている事業者
- (7)市税等を滞納している事業者
- (8)暴力団等、反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との関係があると疑われる業種・事業者
- (9)法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく業を行う事業者
- (10)各種法令に違反している事業者
- (11)前各号の他、公共の安全や秩序、福祉を脅かすなど、社会通念上、公共交通の停留所に適さないと市が判断するもの

5 条件及び終了

- (1)運行の実施及び継続は、市地域公共交通会議、監督官庁、業界団体、その他の機関の許認可及び承諾を得られること、並びに法令遵守の対応ができていることを条件とする。
- (2)運行は、市及び市が協業する第三者の判断により中止し、又は運行期間満了前に終了することがある。

6 秘密保持及び個人情報の保護

サポーターは、サポーターとなることの検討及び運行にあたり、市が秘密である旨明示の上開示した営業上・技術上の情報を、当社の事前の同意なく第三者に開示しないものとする。また、サポーターが個人情報を知り得た場合、法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

7 責任の制限

本サービスの運行管理は、旅客自動車運送事業者が行うこととする。旅客自動車運送事業者の故意又は過失によりサポーターが損害を被った場合及び、上記4に定める前提条件の不成就もしくは運行の中止・終了によりサポーターが損害を被った場合において、市はこれらに対する一切の責任を負わないものとする。

8 サポーター契約の終了

- (1)サポーター契約期間の途中で契約を終了する場合は、終了手続した月の属する年度の翌年度より、スポンサー料が無料となる。また、サポーターが提供した停留所は、終了手続した月の属する年度をもって廃止となる。
- (2)本契約の有効期間は令和9年9月30日までとする。2027年度(令和9年10月1日～令和10年9月30日)の契約継続については、令和9年4月以降にあらためて契約更新の案内をする。